

## 答申第1号の概要

### 1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての部分開示決定処分に対する異議申立て

### 2 非開示情報

ケース記録等生活保護関係書類のうち、金融機関の名称、支店の責任者印、預貯金の区別、扶養義務者からの扶養回答、金融機関担当者名、担当者印

### 3 審議会の判断

#### (1) 金融機関の名称、支店の責任者印

ア 29条調査は、申請者の資産状況を把握するため、金融機関等へ依頼するものであるが、法的には任意の協力により行われている。本件でも非開示を前提に回答されており、申請者に対しても調査先の具体的な金融機関名等は明らかにされていない。

イ 生活保護の決定については、法上、限られた期間内(申請から14日以内)に遅滞なく行うことが義務づけられており、申請者の生活実態や居住実態等に応じて金融機関を選択して実施している。

ウ このようなもとで、本件において調査先の金融機関名等が開示されれば、調査方法が明らかになり、将来本件と同一または類似の事例において29条調査を適正かつ効果的に行うことが困難となり、遅滞なく厳正かつ公正な生活保護決定を行うことができなくなると考えられる。

エ 以上から、金融機関の名称、支店の責任者印は、改正前条例第16条第5号に該当する。

#### (2) 預貯金の区別

預金と貯金の種別を開示すれば、銀行、貯金事務センターのいずれに調査依頼しているかが明らかになる。金融機関の名称、支店の責任者印は非開示が妥当と判断したように、預貯金の区別も改正前条例第16条第5号に該当する。

#### (3) 扶養義務者からの扶養回答

扶養回答の内容は、世帯状況、資産状況、これまでの交流状況、今後援助できる内容、援助できない理由、住所、電話番号等の情報である。これらの情報は、扶養義務者と生活保護申請者という関係であっても、知られたくないと認められる情報であり、これらを開示すれば、扶養義務者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると考えられる。従って扶養回答は条例第16条第3号に該当する。

#### (4) 金融機関担当者名、担当者印

金融機関担当者名、担当者印は、法人の人事上の内部管理情報であり、これらを開示すれば第三者である法人の正当な権利利益を侵害するおそれがある。従って金融機関担当者名、担当者印は第16条第3号に該当する。

#### (5) ケース記録等生活保護関係書類についての部分開示決定処分は、妥当である。